

商品売買約款

第 1.0 版

2012 年 11 月 20 日

株式会社 イーツ

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社イーツ（以下、「当社」といいます。）は、「商品売買約款」（以下、「本約款」といいます。）に定める条件で、当社と個別契約を締結した者（以下、「契約者」といいます。）に対し、機器及びソフトウェア製品等の商品（以下、「契約品」といいます。）を販売します。
2. 契約品の保守サービスはメーカーが保証する内容に準じるものとし、別途メーカーとの契約締結が必要な場合があります。
3. 当社の保守代行サービスを申し込まれる場合には、別途契約を締結して頂きます。

第2条 (協議)

1. 本約款に定めのない事項については、当社と契約者との協議によって定めるものとします。
2. 本約款以外に個別契約の定めがある場合には、個別契約を優先するものとします。

第3条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、契約条件は、変更後の約款によります。
2. 前項の場合、当社は、事前に当該変更により影響を受ける契約者に、当社が定める方法にて通知又は公表します。

第4条 (契約品の納入)

1. 当社は、個別契約で定める納入期限及び納入場所に、契約品を納品します。
2. 当社は、特に定めない限り、契約品を分割して引渡すことができるものとします。

第5条 (不可抗力)

1. 当社は、天災、地震、火事、労働紛争、騒乱、伝染病、法令の変更、政府、関連省庁もしくは地方自治体による規制、指示、契約品の製造元・輸入元の倒産その他当社の責めに帰することのできない事由による、契約品の全部又は一部の納品不能、延着、損傷、変質等に伴う一切の損害については、その責めに応じないものとします。

第6条 (第三者への委託)

1. 当社は、本約款に係る業務の全部又は一部を、契約者の同意なく、第三者に委託することがあります。

第7条 (個別契約の成立)

1. 個別契約は、契約者が当社所定の注文書に定める事項を記載して当社に提出し、当社がそれを承諾した時点で成立するものとします。
2. 個別契約成立後は、契約者の事情による個別契約の解除は出来ないものとします。

第8条 (瑕疵担保責任)

1. 契約者は、契約品の納品があった場合には、直ちに検品を行い、契約品の数量不足、品目違い、瑕疵があった時には直ちに当社へ通知し、その処置を当社と協議するものとし、以降、契約者は発見可能であった事項については異議を述べないものとします。
2. 契約品に直ちに発見できない瑕疵があった場合は、当社は、メーカーその他当社の購入先が負担する保証の範囲内でのみ責任を負います。

第9条 (即時解除)

1. 契約者が次の各号の何れか一つに該当すると当社が判断した場合は、当社は何ら通知・催告を要せず個別契約の全部又は一部を解除又は解約できるものとします。この場合、契約者は当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。なお、当社が契約者に対し債務を負担しているときは、当社は債権債務の種類・履行期の如何にかかわらず任意に相殺することができます。
 - (1) 本約款もしくは個別契約違反の事実があった場合又は法令もしくは公序良俗違反の行為があった場合。
 - (2) 警察、裁判所その他の公的機関による正当な手続きを経て本約款又は個別契約の履行につき、停止命令が出された場合。
 - (3) 契約者の経営基盤に重大な影響を及ぼすような差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあった場合、又は租税滞納処分を受けた場合。
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合又は裁判所の会社解散命令もしくは会社解散判決があった場合。
 - (5) 契約者が解散しようとした場合又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合。
 - (6) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となった場合。
 - (7) 契約者又はその株主・役員その他契約者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力である場合。
 - (8) その他契約者の財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。
2. 契約者が前項各号の何れか一つに該当すると当社が判断した場合、当社は何ら通知・催告を要せず、即時に出荷を停止出来るものとします。
3. 前2項の場合、当社は、契約者が被った損害について賠償の責任を負いません。
4. 契約者が、第1項各号の何れかに該当したことにより個別契約を解除し、その結果当社に損害が発生した場合は、当社は契約者に対し賠償を請求することが出来るものとします。

第10条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し保証する。

2. 契約者が当該表明・保証に違反した場合、当社は何ら通知・催告を要せず直ちに個別契約を解除すること、又は以後の本約款及び個別契約の履行を拒絶することができます。この場合、当社は、契約者に対し、理由の如何を問わず損害賠償責任を一切負いません。

第11条 (製造物責任)

1. 契約者は、契約品を法令及び当社又は当社の指定する者が交付する取扱説明書等に従い適切に使用するものとし、契約者が契約品を第三者に引き渡す場合、契約品が適切に使用されるよう当該第三者に必要なかつ十分な説明を行うものとし、また、契約者は、契約品に関連して、生命、身体又は財産（契約品自体を含む）に危害が発生したことを知った場合又は危害が発生するおそれがあることを知った場合、直ちに当社に通知するとともに、当社又は当社の指定する者が契約品に関連する危害の発生及び拡大を防止するために何らかの措置を講じる場合には、当社又は当社の指定する者の要請に従い、契約品に関する情報（販売先リストを含む）の提供その他当該措置に必要な協力を行うものとします。

第12条 (知的財産権)

1. 契約品が、第三者の産業財産権その他の知的財産権を侵害したことによって生じた一切の紛争並びに損害について、当社はその責に任じないものとします。

第13条 (契約者への通知等)

1. 本約款に基づき当社が契約者に対して行う通知、その他連絡（以下、「通知等」といいます。）は、契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとします。
2. 前項の連絡先に変更がある場合において、契約者が当社に対して該当連絡先の変更に関する届出を怠ったことにより、契約者に通知等が到達しなかったとしても、当該通知が通常契約者に到達したはずであった時点において到達したものとみなされます。

第14条 (支払方法)

1. 契約者は、個別契約成立後、当社から発行する請求書記載の請求金額を支払期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とする。
2. 契約者は、支払方法としてリース会社を利用する場合には、あらかじめ当社の承諾を得るものとします。
3. 当社が納品した契約品の所有権は、契約者が代金を完済したときあるいはリース会社から全額を受領したときに、当社から契約者に移転するものとします。
4. 契約者は、所有権が移転するまで納品された契約品を善良なる管理者の注意を持って保管管理するものとし、これらを第三者に譲渡、転貸、担保提供又は開示してはならないものとします。

第15条 (遅延損害金)

1. 契約者は、代金、割増金又は違約金等（以下、「代金等」といいます。）を請求書に指定する支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払の日までの期間について、未払額に対し年14.5%の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。
2. 契約者が契約品の代金等の支払義務履行を遅延した場合、その他当社と締結済の一切の契約について、サービスの提供を停止する場合があります。

第16条 （機密保持）

1. 当社および契約者は、本約款及び個別契約の履行に際して知り得た相手方の業務上の機密（通信の秘密及び利用者の秘密を含み、以下各号の情報を除きます。）を保護し、必要な範囲でのみ使用又は保存し、第三者に漏洩しません。
 - (1) 知り得た時点で当社または契約者がすでに取得済みの情報
 - (2) 知り得た時点で公知の情報又は知り得た後に当社または契約者の帰責事由によらず公知となった情報
 - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に取得した情報
 - (4) 開示又は提供について相手方の同意を得た情報
 - (5) 法令に基づき官公庁又は裁判所から開示を義務付けられた情報
2. 前項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第6条（第三者への委託）の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者からの事前の書面による承諾を受けることなく機密情報を開示することがあります。ただし、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う機密保持の義務と同等に負わせます。

第17条 （契約者情報の登録・開示）

1. 当社は個別契約の履行後、契約者の氏名又は商号等の情報を当社顧客リストに登録します。
2. 契約者は、当社に公的機関より正当な要求があった場合、前項の顧客リストの登録内容及び契約内容等が公的機関に開示されることに同意したものとみなします。

第18条 （個人情報）

1. 当社は、契約者から取得した個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める「個人情報」をいい、以下同様とします）の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとし、本契約履行の目的以外に使用いたしません。

第19条 （損害賠償）

1. 契約者は、個別契約の履行に際し、専ら当社の責めに帰すべき事由により経済的損害を被った場合、通常生ずべき損害の範囲内に限り、個別契約における取引金額を上限として賠償を請求出来るものとします。ただし、当社は、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益等については賠償責任を負わないものとします。

第20条 (端数処理)

1. 本約款に基づき金額の計算をした場合に、その計算により算定された金額に1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てとします。

第21条 (消費税)

1. 契約者が当社に対し、契約品に関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により、当該支払いについて消費税が賦課されるものとされる場合は、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第22条 (合意管轄裁判所)

1. 本約款及び個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 (誠実正義)

1. 本約款に定めのない事項又は本約款又は個別契約の履行につき疑義を生じた場合には、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。

附則

本約款は2012年11月20日から施行されます。